

お支払のご案内

サポートケアセンター／がん相談支援センターのご案内

◆限度額認定証や高額療養費還付の手続きがわからない、治療にどのくらい費用がかかるのか不安、など、ご相談されたいことがございましたら、当院新外来棟2階のサポートケアセンターまでお越しください。医療ソーシャルワーカーがご相談に応じます。

【曜日】月曜日～金曜日

【時間】8:30～17:15

【相談方法】面談・電話相談（04-7134-6932(直通)）

【受付方法】直接来室していただくか、担当の医師・看護師にお申し出ください。予約は必要ありませんが、あらかじめ電話でお申込みいただくとお待たせせずにお話をお伺いすることができます。

期日内にお支払いをお願いします

◆入院費は毎月末に締め切り、翌月の中旬に請求書をお手元にお届けいたします。原則20日以内、それより前にご退院の場合は、ご退院の日までにお支払いをお願い致します。

◆期日までにお支払いただけない場合には、文書によるご案内が送付されます。また、法的措置をとる場合もありますので、予めご了承ください。

保険証・限度額認定証をご提示ください

◆入院当日、1番窓口で、保険証をご提示ください。

◆保険証と一緒に、限度額認定証も必ずご提示ください。ご提示がない場合、窓口でのご負担額が高額になる場合があります。限度額認定証の詳細については、裏面をご覧ください。

ご精算方法について

◆1階ロビーの自動精算機にてご精算ください。（年中無休 8:30～17:15）現金、クレジットカード、デビットカードでご精算いただけます。請求書右上のバーコードか、診察券のどちらかが必要となります。なお、お取り扱いしているクレジットカードの種類は、以下の通りです。



※クレジットカードでの決済は、1回払いのみのお取扱いです。クレジットカード決済時、4桁の暗証番号が必要となります。

なお、サインでの決済をご希望の場合は、6番会計窓口（平日 8:30～17:15）までお越しください。

◆自動精算機でのお支払いが原則ですが、銀行振込をご希望の場合には、6番会計窓口までご相談ください。

限度額認定証の提示をお願いします

(70歳未満の方)

限度額認定証とは、医療機関の窓口で提示することにより、ひと月の窓口でのお支払い額が、自己負担限度額までとなるものです。提出しなかった場合に比べ、多額の現金を準備しなくて済むようになります。

自己負担限度額（月額）は以下のようになります。

世帯区分	自己負担限度額
ア 標準給与の月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000) × 1%
イ 標準給与の月額 53～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000) × 1%
ウ 標準給与の月額 28～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000) × 1%
エ 標準給与の月額 26万円以下	57,600円
オ 住民税非課税世帯	35,400円

※個室料や食事代等の保険外料金は高額療養費制度対象外です。

※直近12カ月間に4回以上限度額を超えた場合、4回目から限度額が減額されます。

※入院と外来両方ある月はそれぞれで限度額までの請求となり還付の手続きが必要となる場合があります。

下記の該当窓口で事前に申請し、外来は月初めに保険証窓口へ、入院は入院当日1番窓口へ、ご提示をお願いします。

保険種別	申請窓口	申請に必要なもの
国民健康保険	市町村役場年金課	①保険証②印鑑 ※郵送での取寄せが可能な場合もあります。詳細は各役場窓口へご確認ください。
協会けんぽ 船員保険	全国健康保険協会 (日本年金機構各年金事務所内)	①保険証②印鑑 ※郵送での取寄せが可能な場合もあります。詳細は協会窓口へご確認ください。
健康保険組合 共済保険組合 国民健康保険組合	各健康保険組合	各保険者により取扱いが異なることがあるため、各組合窓口へご確認ください。

※限度額認定証は、遅くとも入院当月内にご提示ください。

※限度額認定証の手続きが遅れると、一旦病院で全額払うことになり、後日、各健康保険窓口で申請後に還付となります。ご注意ください。

※委任払い・貸付払いとなる方は、申請書を6番会計窓口にご提出ください。申請書は各月分必要となります。

